



保保発0331第1号
年管管発0331第12号
平成23年3月31日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省年金局事業管理課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付で「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第四号）が改正され、「当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」についても、保険者算定を行うことが可能とされたところである。

これに伴い、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第七号）についても以下のとおり見直すこととしたので、日本年金機構におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配慮願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合を追加したことに伴い、「1 時決定関係」の(2)中「報酬月額（等級）」の次に「、(4)に該当する場合においては前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）」を加えること。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保険発第7号）
 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>



保保発0331第2号
平成23年3月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付けで「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）が改正され、「当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」についても、保険者算定を行うことが可能とされたところである。

これに伴い、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第7号）についても以下のとおり見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配意願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合を追加したことに伴い、「1 時決定関係」の(2)中「報酬月額（等級）」の次に「、(4)に該当する場合においては前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）」を加えること。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保険発第7号）
 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>

保保発0331第3号
年管管発0331第13号
平成23年3月31日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

標記については、別添のとおり、日本年金機構事業管理部門担当理事及び健康
保険組合理事長あて通知したので、御了知のうえ貴下職員に周知すると同時に、
健康保険組合あて指導に遺漏なきを期されたい。



【別添】

保保発0331第1号
年管管発0331第12号
平成23年3月31日

日本年金機構理事 殿
(事業管理部門担当)

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省年金局事業管理課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付で「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第四号）が改正され、「当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」についても、保険者算定を行うことが可能とされたところである。

これに伴い、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第七号）についても以下のとおり見直すこととしたので、日本年金機構におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配慮願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合を追加したことに伴い、「1 時決定関係」の(2)中「報酬月額（等級）」の次に「、(4)に該当する場合においては前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）」を加えること。



保保発0331第2号
平成23年3月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額につき、保険者において算定する場合の取扱いについては、本日付けで「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）が改正され、「当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」についても、保険者算定を行うことが可能とされたところである。

これに伴い、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第7号）についても以下のとおり見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配慮願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合を追加したことに伴い、「1 時決定関係」の(2)中「報酬月額（等級）」の次に「、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）」を加えること。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保険発第7号）
 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、(4)に該当する場合には前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定関係 (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達1に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行わないものとする。 (2) 保険者において算定する報酬月額は、四、五、六月のすべてについて、局長通達1の(2)又は(3)に該当する場合には従来の報酬月額（等級）、その他の場合においては九月以降において受けるべき報酬月額によること。 (3) 局長通達1に該当する場合には、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。</p> <p>2 (略)</p>